

# 事務局規程

## 総則

### (目的)

この規程は、特定非営利活動法人 a little（以下「この法人」という。）の事務処理を円滑に行うため、その基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

### (事務局)

事務局に、総務部、企画広報部を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

## 第3章 職制

### (職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

1. (1) 事務局長
2. (2) 事務局次長
3. (3) 部長

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

## 第4章 職責

### (職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

4. (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
5. (2) 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。
6. (3) 部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。
7. (4) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

## 第5章 事務処理

### (事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長若しくは専務理事又は理事会の決裁を経なければならない。

### (代理決裁)

第7条 理事長、専務理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

### (規程外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

### (細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### (改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、R7年9月1日から施行する。

## 別紙

部及び分掌事務

総務部

① 理事会及び評議員会運営

② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理

③ 事務局運営における総合調整

④ 人事及び労務

⑤ コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む）

⑥ 内部通報窓口

- ⑦ 規程類の制定及び改廃
  - ⑧ 購買その他の内部システム関係
  - ⑨ 資金分配団体に対する監督
  - ⑩ システム構築及び運用
  - ⑪ その他上記に関連する事項
- 企画広報部
- ① 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理
  - ② 広報、プロモーション及び事業報告
  - ③ 国際交流
  - ④ 国内外動向調査分析提言
  - ⑤ その他上記に関連する事項